

○筑波大学特別支援学校教員資格認定試験実施規程

〔平成16年4月1日〕
〔法人規程第8号〕

改正 平成16年法人規程第11号
平成19年法人規程第35号
平成26年法人規程第26号
平成30年法人規程第11号
令和 元年法人規程第 4号
令和 2年法人規程第37号

筑波大学特別支援学校教員資格認定試験実施規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第16条の2の規定に基づき、文部科学大臣が実施する試験について、独立行政法人教職員支援機構からの委託により国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)が実施する特別支援学校教員資格認定試験(教員資格認定試験規程(昭和48年文部省令第17号。以下「省令」という。)第2条に規定する特別支援学校教員資格認定試験(以下「認定試験」という。)をいう。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施委員会)

第2条 法人に、認定試験を円滑に実施するため、特別支援学校教員資格認定試験実施委員会(以下「実施委員会」という。)を置く。

(組織)

第3条 実施委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 附属学校教育局教育長
- (2) 附属学校教育局の次長のうち、教授である者
- (3) 第8条第1項に規定する専門委員会の主査
- (4) 附属学校教育局に勤務する大学教員のうち、附属学校教育局教育長が指名する者 若干人
- (5) その他学長が指名する者 若干人

(委員長等)

第4条 実施委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 実施委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、実施委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(実施委員会の委員の任期)

第5条 第3条第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(実施委員会の任務)

第6条 実施委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 認定試験の実施方法に関すること。
- (2) 認定試験の受験者の合否判定に関すること。
- (3) その他認定試験の実施に関すること。

(専門委員会)

第7条 実施委員会に、専門的事項を処理させるため、専門委員会を置く。

- 2 専門委員会の名称及び委員は、次の表に掲げるとおりとする。

専門委員会の名称	委 員
特別支援学校一般専門委員会	(1) 障害科学に関する授業科目を担当する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が人間系長と協議の上推薦する者、及び、附属学校教育局に勤務する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が推薦する者 10人以内 (2) 学識経験者のうちから、学長が委嘱する者 若干人
肢体不自由教育専門委員会（省令第2条に規定する自立活動（肢体不自由教育）の種目に係る認定試験が実施される場合に限る。）	(1) 運動障害学に関する授業科目を担当する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が人間系長と協議の上推薦する者、及び、附属学校教育局に勤務する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が推薦する者 10人以内 (2) 学識経験者のうちから、学長が委嘱する者 若干人
聴覚障害教育専門委員会（省令第2条に規定する自立活動（聴覚障害教育）の種目に係る認定試験が実施される場合に限る。）	(1) 聴覚障害学に関する授業科目を担当する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が人間系長と協議の上推薦する者、及び、附属学校教育局に勤務する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が推薦する者 10人以内 (2) 学識経験者のうちから、学長が委嘱する者 若干人
言語障害教育専門委員会（省令第2条に規定する自立活動（言語障害教育）の種目に係る認定試験が実施される場合に限る。）	(1) 言語障害学に関する授業科目を担当する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が人間系長と協議の上推薦する者、及び、附属学校教育局に勤務する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が推薦する者 10人以内 (2) 学識経験者のうちから、学長が委嘱する者 若干人
視覚障害教育専門委員会	(1) 視覚障害学に関する授業科目を担当する大学教員のうちから、

<p>(省令第2条に規定する自立活動(視覚障害教育)の種目に係る認定試験が実施される場合に限る。)</p>	<p>実施委員会の委員長が人間系長と協議の上推薦する者、及び、附属学校教育局に勤務する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が推薦する者 10人以内</p> <p>(2) 学識経験者のうちから、学長が委嘱する者 若干人</p>
<p>受験特別措置専門委員会</p>	<p>運動障害学、聴覚障害学、言語障害学及び視覚障害学に関する授業科目を担当する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が人間系長と協議の上推薦する者、及び、附属学校教育局に勤務する大学教員のうちから、実施委員会の委員長が推薦する者</p> <p>7人以内</p>

3 前項に掲げる者のほか、専門委員会には、学長が必要と認めて指名する者若干人を委員として加えることができる。

4 専門委員会の委員は、学長が委嘱する。

(主査)

第8条 専門委員会に、それぞれ主査を置き、当該専門委員会の委員のうちから、実施委員会の委員長が指名する。

2 主査は、専門委員会を主宰する。

(専門委員会の委員の任期)

第9条 専門委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

2 専門委員会の委員は、再任されることができる。

(専門委員会の任務)

第10条 専門委員会(受験特別措置専門委員会を除く。)は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 試験問題の作成に関すること。
- (2) 実技試験及び口述試験の実施に関すること。(肢体不自由教育専門委員会、聴覚障害教育専門委員会、言語障害教育専門委員会及び視覚障害教育専門委員会に限る。)
- (3) 採点及び評価に関すること。
- (4) その他認定試験の実施に関し必要な事項

2 受験特別措置専門委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 認定試験の受験希望者で、身体に障害を有し、受験する上で特別な配慮を必要とする者(以下「受験特別措置希望者」という。)に対応するための試験問題の作成に関する各専門委員会への助言に関すること。
- (2) 受験特別措置希望者に対する配慮に関すること。
- (3) その他受験特別措置希望者の認定試験の実施に関し必要な事項

(雑則)

第11条 この法人規程に定めるもののほか、認定試験の実施に関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

この法人規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平16. 4. 22法人規程11号）

この法人規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平19. 3. 30法人規程35号）

この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平26. 3. 26法人規程26号）

この法人規程は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平30. 2. 8法人規程11号）

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元. 6. 27法人規程4号）

この法人規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 26法人規程37号）

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。